



記者発表資料	
平成30年7月13日	
担当課 (担当)	長寿社会課 (奥村上 雅浩)
電話	0857-20-3450 (内線 4220)

公文書等における「徘徊」という表現の使用について ～当事者の立場に立った施策の推進に努めます～

本市は、常に当事者の立場に立った施策を推進するため、このたび、認知症の人の行動を説明する際に使用する「徘徊」という表現について、全庁的に検討を行い、適切な表現についての方針を定めました。

【本市の対応方針】

認知症の人の行動を説明する場合は「徘徊」という表現の使用をせず、「ひとり歩き」や「行方不明になることが心配される」等、適切な表現での公文書等の作成に努めるものとします。

ただし、①国の法令や要綱等で定められている場合や②医療用語等として使用されている場合等においては、必要に応じて「徘徊」という表現を使用することはやむを得ないものと考えます。

【認知症の人の「徘徊」という表現を改める趣旨】

「徘徊」という言葉には、「目的もなくうろうろと歩き回ること」という意味がありますが、認知症の方の外出の多くはご本人なりの目的や理由があるとされています。「徘徊」という表現は、そうした認知症の方の外出の実態にそぐわないことから、認知症の当事者の立場に立った適切な表現とするものです。

【認知症の人の「徘徊」という表現方法の改め例】

従来の表現方法	見直しの例
「徘徊」「徘徊する」「徘徊している」	「ひとり歩き」「ひとり歩きで道に迷う」「外出後、行方が分からなくなる」
「徘徊高齢者」	「行方不明となることが心配される高齢者」「外出中に道に迷った人」等
「徘徊高齢者等事前登録事業」	「認知症高齢者等安心見守り登録事業」